

# 名古屋港管理組合公報

平成23年 7月15日

(金曜日)

第 480 号

## 目 次 監 査 公 表

○措置通知の公表 ..... 1

## 監 査 公 表

### 監査公表第 3 号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成23年 7月15日

名古屋港管理組合監査委員 吉 田 真 人  
同 宮 島 寿 男  
同 吉 井 信 雄

平成23年監査公表第 1 号分

監 査 結 果	措 置
<p>(1) 指摘事項 〈支出事務〉 ア 超過勤務手当において、未支給及び過支給となっているものがあった。 該当箇所 企画調整室、総務部、港営部</p> <p>イ 休日給において、過支給となっているものがあった。 該当箇所 企画調整室</p> <p>ウ 在勤地出張に係る旅費において、未支給となっているものがあった。 該当箇所 企画調整室</p> <p>〈事務管理〉 今年度から導入した「庶務事務システム」のシステム不具合により、超過勤務手当における未支給及び過支給の発生が見受けられた。必要なシステムの改善を行うと共に、操作方法を一層周知することにより、適正かつ適切な運用に努められたい。 該当箇所 総務部</p>	<p>(1) 指摘事項 〈支出事務〉 ア 企画調整室 未支給については、平成23年 2月 2日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規定等の周知を図り、複数職員による確認を行うこととする。</p> <p>総務部 過支給については、平成23年 2月 2日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規定等の周知を図り、複数職員による確認を行うこととする。</p> <p>港営部 未支給については、平成23年 3月 1日に追給の措置を講じた。過支給については、平成23年 3月 1日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規定等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>イ 過支給については、平成23年 2月 4日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規定等の周知を図り、複数職員による確認を行うこととする。</p> <p>ウ 未支給については、平成23年 1月12日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規定等の周知を図り、複数職員による確認を行うこととする。</p> <p>〈事務管理〉 システムの不具合については、既にプログラムの修正を行った。今後は、適正な運用が図られるよう、運用上分かりにくい部分については適宜改善を行うとともに、職員に対しても庁内ホームページ等を利用し、操作方法の周知を徹底するように努める。</p>

<p>(2) 注意事項        〈契約事務〉        業務委託契約について、仕様書とは異なる請求を受け付けているものがあつたので、適正に執行されるよう留意されたい。        該当箇所 港営部</p>	<p>(2) 注意事項        〈契約事務〉        業務委託契約については、仕様書の業務内容を十分精査し、仕様書の見直しを含めて適正に取り扱っていくこととする。</p>
--	---

平成23年監査公表第2号分  
 (名古屋港利用促進協議会)

監 査 結 果	措 置
<p>注意事項            ア 契約事務手続について、規程はあるものの、随意契約が可能な限度額については定めがなされていないので、限度額を含め随意契約についての条件を定められたい。            イ 物品はすべて消耗品として整理されているので、備品に類するものの管理が適切に行えるよう、規程などで明文化するよう検討されたい。            ウ 事務決裁規程について、重要な事項の決裁についても口頭承認による運用が見られるため、内部統制を図るためにも、書面による運用を検討されたい。</p>	<p>注意事項            ア 随意契約が可能な限度額については、名古屋港管理組合に準拠し、適切な運用が出来るように検討を図り見直しを行う。            イ 物品の区分を定義し、適切な備品管理が行えるように規程を見直した。            ウ 重要な事項の決裁について、書面による運用が図られるように、事務手続きの検討を行う。</p>

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合